

国造の国（クニ）再考

——神崎勝氏の所論にふれて——

篠川 賢

はじめに

国造の国（クニ）⁽¹⁾の性格をめぐつてのこれまでの議論においては、次の二点が主たる論点であった。一つは、それを地域の豪族としての国造の支配領域とみるか、あるいはヤマト政権（中央権力）によって設定された行政区とみるかという点、そしていま一つは、それを日本列島（北海道・東北地方北部・沖縄を除く）のほぼ全域を覆う形で存在していたとみるか、あるいはその一部にすぎなかったとみるかという点である。筆者は、すでに別のところで述べたとおり、⁽²⁾

国造はヤマト政権の地方官であり、クニは列島のほぼ全域を区分するものとして設定された行政区と考えるのであるが、近年、神崎勝氏は、「国造とそのクニについて——津田左右吉の改新研究に学ぶ（二）——」と題する論文⁽³⁾において、国造のクニの性格について専論し、これまでの議論とは異なる見解を提示された。神崎氏の見解を要約すると、およそ次のとおりである。

「クニ」は朝廷領を指す語であり、国造のクニは、大化以前においてはミタ・アガタ・コホリなどと呼ばれる他の朝廷領と並存していた。推古朝頃にはクニが朝廷領を代表する存在になっていたが、全国には朝廷領以外の土地（各豪族の私領）が広範に存在していた。大化改新によって新に評（コホリ）制が施行された後も、クニは廃止されずに評と並存したが、七世紀後半を通じて朝廷領以外の土地にも評が設置されていき（朝廷領化が進行し）、すべてが朝廷領化された段階で国造制・評制は廃止され、郡制に一本化された。

神崎氏は、これまでの国造研究においては地方豪族と地方官という国造の二つの性格が混同されてきたとし、社会的実体としての豪族と、政治制度としての国造とは厳密に区別されなければならぬとされる。この点は筆者も同意見であり、重要な指摘と考えている。しかし、クニの理解に関しては、なお疑問に思うところも多く、本稿では、神崎氏の所論の検討を通して、改めてクニの性格について述べることにしたい。

一 「クニ」の語義

神崎氏は、その論文の副題に示されるとおり、国造やそのクニについて考える場合も、まずは津田左右吉の見解に立ち返って検討する必要があるとされる。

津田によれば、国造は、「国造」というカバネを与えられた地方豪族（地方的君主）であり、その国（クニ）は、地方豪族としての国造の支配領域そのものであったという。そして、全国には、クニのほかにも県主など国造以外の地方豪族の領地があり、さらに中央の皇族・貴族・豪族の領地があったとしている。⁽⁴⁾つまり津田は、クニを地方行政区とは考えていないのであり、行政区は大化改新で国司が設置されたことによりはじめて成立するのであって、国造の「国」と国司の「国」とではその意味が異なるとするのである。また「クニ」の語については、「或る限界を有する一定の地域」を指す語であり、一般に政治的區域の意味として用いられていると⁽⁵⁾し、国造の国を「クニ」という時のように地方豪族の支配領域を指す場合、「アメ」（天）に対して「クニ」という時のように天皇が統治する国の全体を指す場合、国司の国を「クニ」という時のように地方的区画を指す場合などがあつたとして⁽⁶⁾いる。

神崎氏は、津田がクニを地方豪族としての国造の支配領域とした点は、地方豪族と地方官とを混同したものととして批判するのであるが、全土を区分した行政区画としての「クニ」は国司

の「国」にはじまるとした点、および「クニ」の語に天皇の統治と結びついた特殊な政治的意味があるとした点は、継承すべき点として評価されるのである。

また、近年の「クニ」の語義についてのまとまった研究としては、鎌田元一氏の研究があげられる。⁽⁷⁾ 鎌田氏の見解は、国造のクニについての理解は津田説と異なるが、「クニ」の語義については基本的に津田説と共通している。

鎌田氏によれば、「クニ」の本義は、政治的・社会的領域としての国・国土と、故郷・郷里を意味する場合との二つに求められ、それは「クニ」が共同体としての側面と、支配・統治の対象としての政治的側面との二つの面を持つことと対応するとされる。記紀神話の体系における「アメ」に対する「クニ」の語に着目し、それが天皇統治にかかわる極めて政治的な概念であるとする点も津田説と同様である。また、古代において、各地の首長を意味する「クニヌシ」(国主)の概念も確かに存在していたとし、ヤマト政権による統一以前に列島各地に存在した政治的統一体も「クニ」と呼ばれていたとされる。

鎌田氏は、「クニヌシ」から「クニノミヤツコ」(国造)への変化を重視されるのであり、「クニ」の語に焦点をあてて統一国家形成の過程を跡づけるならば、(1)「クニヌシ」の時代、(2)「アガタヌシ」の時代、(3)「クニノミヤツコ」の時代、(4)令制国の時代、の四段階に整理できるとし、もつとも重要な画期をなしたのは(3)の段階であったとされる。そして、大王の支配がお

よぶ地域全体を「クニ」とする意識も、この段階で成立したのであるとされている。鎌田説においては、国造のクニは、ヤマト政権の行政区であると同時に国造の支配・統治の対象としての性格を持っていたとされるのであり、これが今日の国造のクニについての一般的な理解であるといえよう。

このような鎌田氏の見解に対して、神崎氏は、「クニ」の源流をア・プリアオリに『漢書』地理志の「百余国」まで遡及させた点に問題があり、漢語の「国」と日本語の「クニ」とを単純に対応させることはできないとされる。そして、日本語としての「クニ」の確実な初見は『隋書』倭国伝の「軍尼」（クニ）であり、その「クニ」は国造のクニにほかならないが、それは、国造に任じられた地方豪族の統治の対象としての「クニ」ではなく、天皇の統治の対象としての「クニ」（すなわち朝廷領）であるとされるのである。

「クニが朝廷領として認識されたのではなく、朝廷領をクニと呼んだのである」（五〇頁）と説かれるのであり、「国造と併称される県主のアガタが天皇直轄領を指したとすれば国造のクニも同様であろう。また伴造のトモが人民一般を指称するものではないように、国造のクニも領域一般をさすものではない」（五〇～五一頁）とも述べられている。つまり、各国造は各地に設置された朝廷領（クニ）の現地管掌者であり、その段階のクニは列島全土を覆うものではなかった、というのが神崎氏の主張である。

たしかに、『漢書』地理志の「国」に相当する各地の政治的統一体を、その当時に「クニ」という倭語で呼んでいたかどうかは不明とせざるをえない。しかし、「クニ」に政治的支配・統治の対象という意味があるならば、それは天皇（大王）によるものに限らず、各地の首長によるその対象も「クニ」と呼ばれていたとみる方が自然であろう。

また、神崎氏は「朝廷領」の内容について具体的な説明をされていないが、それが特別な組織を持つものではなく、単に大王統治の対象というほどの意味であるならば、国造のクニを「朝廷領」とする点に特に異論はない。江田船山古墳出土の大刀銘に「治天下獲□□□鹵大王」とあり、稲荷山古墳出土の鉄剣銘に「佐治天下」とあることからすれば、五世紀後半のワカタケル大王の時代には、すでに列島のほぼ全域を大王の統治の対象とする認識（「治天下」）が存在したとみられるからである。しかし、神崎氏のいわゆる「朝廷領」はおそらくそうではなく、朝廷の直轄領の意味であると思われる。神崎氏が国造のクニを全土を覆うものではなくその一部とされるのも、直轄領と解されているからであろう。ただ、もしそうであるならば、アガタ・ミヤケ、あるいはコホリなどとはどこが異なる直轄領なのか、その点の説明が必要であったと思う。「クニ」という語に天皇（大王）統治の対象という意味のあることは確かであろうが、それを論拠に、国造のクニを直轄領とし、それを全土の一部に限定して考えることには問題がある。

なお、神崎氏が県主のアガタと国造のクニとを対応させて両者を直轄領とされている点については、アガタを直轄領とすること自体が確定的ではないし、県主と国造とは並存するのではなく、時代的前後の関係にあった可能性も高い。また、たとえアガタが直轄領であったとしても、それは国造のクニを直轄領とする積極的根拠にはならないと思う。伴造のトモが全人民を指してはいるのと同様、国造のクニも全土を指すものではないとされる点についても、伴造制と国造制の性格の違いに注目するならば、「伴造国造」と併称されるからといって、かならずしもトモとクニとを同様に考えなければならぬということではない。

二 『常陸国風土記』における国造のクニ

国造のクニが全土の一部であったのか、あるいは全土を覆う形で設置されていたのかを考えると、具体的に検討できるほとんど唯一の史料が、『常陸国風土記』の建郡(評)記事である。⁽⁸⁾ 著名な史料であるが、同書の総記の冒頭部分とあわせて、次に引用しておく。

① 総記

問ニ国郡旧事、古老答曰、古者、自相模国足柄岳坂ニ以東諸県、惣称ニ我姫国一。是当時、不レ言ニ常陸一。唯称ニ新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂国一、各遣レ造別令ニ檢校一。⁽⁹⁾ 其後、至ニ

難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣幡織田連等、惣領自坂已東之國。于時、我姬之道、分為八國、常陸國、居其一矣。

②香島郡条

古老曰、難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣（ ）子、大乙下中臣部
 兔子等、請惣領高向大夫、割下総國海上國造部内輕野以南一里、那賀國造部内寒田以北
 五里、別置神郡。

③行方郡条

古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城國造小乙下壬生連磨、那珂國造大
 建壬生直夫子等、請惣領高向大夫、中臣幡織田大夫等、割茨城地八里、那珂地⁽¹⁰⁾里、合
 七百余戸、別置郡家。

④多珂郡条

古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世、以建御狹日命、任多珂國造。茲人初至、歷
 驗地体、以為峯險岳崇、因名多珂之國（謂建御狹日命者、即是出雲臣同属。今多珂
 石城所謂是也。風俗説云、薦枕多珂之國）。建御狹日命、当所遣時、以入慈堺之助河、
 為道前（去郡西南三十里、今猶、称道前里）、陸奥國石城郡苦麻之村、為道後。其後、
 至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、癸丑年、多珂國造石城直美夜部、石城評造部志許赤等、

請_二申物領高向大夫、以_三所部遠隔、往來不_レ便、分置_二多珂・石城二郡_一へ石城郡、今存_二陸奥国堺内_一。

⑤信太郡条（『新日本紀』卷十所引）

古老曰、難波長柄豊前宮御宇天皇之御世、癸丑年、小山上物部河内、大乙上物部会津等、請_二物領高向大夫等_一、分_二筑波・茨城郡七百戸_一、置_二信太郡_一。

これらの記事については、もちろん神崎氏も検討を加えられており、ここからは、孝徳朝に評（コホリ）制が施行された後も国造制は存続し、国造のクニと評造のコホリが並存していた状況が読み取れるとされる。

まず①の総記についてであるが、神崎氏は、この記事からは、大化以前の新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の六国造のクニを合わせた範囲が令制国としての常陸国の範囲に相当する、という解釈は導けないとされる。しかしこの記事は、まさにそのことを述べたものとみるべきではなからうか。この記事の文意は、次のように解するほかはないであろう。

孝徳朝以前の坂東は我姫（アツマ）と総称されており、後の令制常陸国の範囲は、いまだ常陸とはいわず、新治以下の六国と称し、それぞれ国造を遣わして検校させていた。しかし孝徳朝に高向臣らを遣わして坂東を惣領させたとき、坂東は八国に編成された。その一つが常陸国である。

もちろん、ここで国造が中央からの派遣官とされている点、また令制常陸国が孝徳朝に成立したとされている点は、風土記編者の認識が事実と異なっている点とみるべきであろう。したがって、新治以下六国造のクニが令制常陸国の範囲に相当する点についても、編者の認識にすぎず、事実ではない可能性は否定できない。ただ、①の記事から、国造のクニが部分的に設置された直轄領であった、という解釈を導くことができないのは確かといえよう。

次に②の香島郡建郡記事について、神崎氏は、己酉年（大化五年）に香島郡（評）が海上国造・那賀国造のクニの一部を割いて新設された後も、それぞれのクニの残余の部分は、依然として国造のクニとして存続したとされる。そして、香島評が「別置」されたとする表現からしても、この後は評（コホリ）とクニとが并存したのであり、この記事から、「クニが評を包摂していたとか、クニが複数の評からなっていたとかいいう関係を一般的に想定するのは困難である」（一八頁）と述べられている。筆者は、孝徳朝における評制施行後のクニとコホリ（国造と評造）は上下の関係として存在したと考えるのであるが、たしかにこの記事のみからそのように解釈するのは困難である。

しかし、大化二年八月発遣の「国司」に対して「宜観 国々壇堺、或書或図、持来奉示。国⁽¹⁾ 県之名、来时将定」と命じていることからすれば、評制の施行に際しては国造のクニの再編も行われたと考えられるのであり、新設の香島評がその後は那賀国造の部内に編成されたとみる

ことも不可能ではない。すくなくとも、②の記事が、そのような解釈を否定するものではないことはいえるであろう。

クニは地域（土地）を指す語であるのに対し、コホリは人間集団を指す語であることにも注意しなければならないと思う。②においても、国造部内の里が割かれてコホリが建てられとうのであって、それぞれのクニから土地が割かれたというのではない。クニとコホリが並存したとするのは、土地と人間集団という異なる性格のものとの並存を説くことになり、この意味でも問題があるといえよう。孝徳朝における評制の施行は、クニを再編するとともに、クニの内部（国造部内）のすべてをコホリという人間集団に分割して統治する、という政策であったと考えられるのである。

それはさておくとして、ここで注意しておきたいのは、この記事では、香島評建評以前において那賀国造のクニと海上国造のクニとが隣接して存在したと述べられている点である。この点は、神崎氏のように香島評建評後、香島のコホリと那賀・海上のクニとが並存したとみるにせよ、あるいは評制施行により国造制は廃止され、那賀のクニも海上のクニもコホリになったとみるにせよ、さらには筆者のように那賀のクニの内部に香島のコホリが編成されたとみるにせよ、いずれにおいても変わりはないのである。

次に③の行方郡建郡記事についてであるが、神崎氏は、この場合、初代行方評の官人に任命

されたのは、建評申請者である茨城国造小乙下壬生連麿と那珂国造大建壬生直夫子の二人ではなく、国造（壬生氏）の一族の人物であったとされる。しかしこれについては、鎌田元一氏の説かれたとおり、②⑤いずれの場合も建評申請者がその評の初代官人に任命されたとみるのが妥当であろう。「茨城国造小乙下壬生連麿」「那珂国造大建壬生直夫子」という表記は、「大建」が天智三年制定の冠位であることからして最終的身分表記とみるべきであり、建評申請者の二人を建評申請時の癸丑年（白雉四年）においてすでに国造であったと解する必要はないのである。八世紀の例ではあるが、出雲国飯石郡の少領であった出雲臣弟山が後に出雲国造に就任している例があり、この二人についても同様に考えてよいであろう。また、二人の表記が最終的身分表記であるならば、いうまでもないことであるが、この記事は、まさしく評制施行後も国造が存続したことを示す記事ということになるのである。

そして、この記事からも、行方評建評以前において、茨城国造のクニと那珂（那賀）国造のクニとが隣接して存在したことは明らかである。①の総記や②の記事をあわせて考えるならば、常陸地方において、評制成立以前の国造のクニが、その全域を区分する形で存在していたことは間違いないといえよう。なおこの場合も、建評後の行方評が茨城・那珂のクニと並存するのではなく、どちらか一方のクニに属したと解することは可能であり、筆者はそのように解するのである。

次に④についてであるが、まずその前半部において、初代多珂国造に任命された建御狹日命がクニの堺を定めた時に、「久慈堺之助河」を「道前」としたあるのは、久慈のクニと多珂のクニとが接していたことを述べたものとみてよいであろう。またこれによれば、多珂のクニの範圍は、律令制下の陸奥国石城郡と常陸国多珂郡（養老二年には多珂郡から菊多郡が分置される）⁽¹⁴⁾とを合わせた範圍であつたことになるが、このことは、後半の建郡記事からも明らかである。

後半の建郡記事について、神崎氏は、多珂評の新設を述べた記事であるとし、白雉四年に、多珂のクニとそれ以前から存在していた石城評から、それぞれの一部を割いて多珂評が新設されたと解されている。そして、多珂評の初代官人には建評申請者ではなく、その一族ないし配下の人物が任命されたとし、その後は、多珂国・多珂評・石城評の三者が並存したとされる。氏がそのように解釈されるのは、建評申請者の「多珂国造石城直美夜部」「石城評造部志許赤」と表記される二人の申請者を、それぞれ申請時において多珂国造・石城評造であつたと解するからである。

しかし、③の場合と同様、そのように解する必要はないのであり、この場合も、建評申請者の二人は、その評の初代官人に任命された人物とみるべきであろう。ただしこの場合は、「分置多珂・石城二郡」とあるとおり、新設された評は二つあり、いずれの評の官人に任ぜられたのが問題となる。これも意見の分かれるところであるが、申請者の氏姓から判断して、石城評

と考えるのが妥当であろう。また④の記事では、多珂国のことを述べた文に続けて、「分置_二多珂・石城二郡_一」と記しているのであるから、これによれば、白雉四年に多珂のクニを二分して多珂・石城の二評が建てられた、と解するほかはないと思う。

そして、建評申請者の表記が最終的身分表記であるならば、この記事からも、建評後なお国造（多珂国造）の存在したことが知られるのであり、その多珂国造のクニは、石城直を氏姓とし初代石城評の長官となった石城直美夜部が国造となっているのであるから、多珂・石城両評をあわせた範囲、すなわち建評以前と同じ範囲と考えて間違いないであろう。評制施行後のクニと評（コホリ）の関係は、やはりクニの内部にコホリが設置されている状況を考えるべきなのである。

最後に⑤の信太郡建郡記事についてであるが、神崎氏は、この記事は、「分_二筑波・茨城郡七百戸_一」とあるとおり、すでに成立していた筑波・茨城評から白雉四年に信太評が新設されたことを述べた記事と解すべきであり、信太評は国造のクニに由来するものではないとされる。つまり信太評を、従来の朝廷領である国造のクニ以外に、朝廷領が拡大された具体的例とされるのである。しかしこの場合も、この記事が、従来の筑波のクニと茨城のクニの内部に筑波評・茨城評・信太評が建てられ、信太評は再編されたどちらかのクニに属した、とする解釈を否定するものではないであろう。

以上、『常陸国風土記』の関係記事を検討し、評制施行以前の国造のクニは互いに隣接して存在していたこと（すなわち常陸地方全域を区分するものとして存在していたこと）、評制施行後も国造制は存続し、国（クニ）と評（コホリ）は並存するのではなく、クニという地域区分の内部がコホリという人間集団に分割されたと考えられること、の二点を述べた。これらの点は、常陸地方にのみ限られたことではなく、全国的に敷衍して考えてよいであろう。

なお、国造のクニを全土を区分したものとみることに対しては、クニを朝廷領と解するのでなくとも、従来から反対意見は少なくなかった。津田左右吉の見解もそうであつたし、井上光貞・石母田正らにより国造制を全国的制度とする見解が提唱された後⁽¹⁵⁾も、そうした意見は途絶えたわけではない。たとえば最近でも、館野和己氏は、北陸地方の国造を例に、そのほとんどが日本海沿岸に本拠を有していることから、国造は満遍なく置かれたものではないとされている⁽¹⁶⁾。しかし、本拠地が沿岸に偏在しているからといって、そのクニが内陸部にまで及んでいなかったということにはならないし、また、そもそもクニの境界は、④の前半部に示されるとおり、交通路に沿って定められているのであり、地図上に一線をもって画せるようなものではないのである。当時の地理的認識を考慮するならば、今日我々が持っているような正確な地図と対照させて、国造のクニの偏在をいうのは正しくないであろう。

三 評制施行後のクニ

七四

評制施行後の国造と評造、クニとコホリの關係を考ふるにあたっては、『常陸国風土記』の建郡記事のほかにも検討すべき史料が存在する。まず注意されるのは『日本書紀』齊明五年是歳条の次の記事である。

命_三出雲国造一(闕名)、修_二嚴神之宮_一。狐囓_三斷於宇郡役丁所_レ執葛末_二而去。又狗囓_三置死人手臂於言屋社_一。

ここにいう「嚴神之宮」については、後の意宇郡の熊野大社とする説と、出雲郡の杵築大社とする説があるが、後者を妥当とするべきであろう。門脇禎二氏の説かれるとおり、この記事の後半部分から読み取れる意宇郡の役丁の不満は、他郡の杵築大社の修営に駆り出されたためのものとみられるからである。とするならば、この記事は、出雲国造が意宇郡にも出雲郡にもその権限を有していたことを示す記事ということになり、意宇のコホリや出雲のコホリは、出雲国造のクニと並存するのではなく、その内部にあつたと考えられるのである。

次に、『日本書紀』天武五年八月辛亥条の諸国大祓の記事も注意される。

詔曰、四方為_二大解除_一。用物則_二国別国造輪_三祓柱、馬一匹・布一常。以外郡司各刀一口・鹿皮一張・鏝一口・刀子一口・鎌一口・矢一具・稻一束。且每_レ戸、麻一條。

ここに「国別国造」とあることから、かつてはこの国造を、旧来の国造とは異なる一令制国一員の新国造とみる説が有力であった。しかし、大化改新で国造は廃止されたのではなく、その後も存続したと考えるべきであり、この国造も旧来の国造と考えて何ら問題はない。この点は神崎氏も同じ考えであるが、氏は、「国別」の「国」は国司の国と考えられているようである。国造のクニと国司の国との関係について、神崎氏は、「かつては幾つかのクニを取り纏めて管理するべく臨時の使者が派遣され、国造のクニを管するところから国司とも呼ばれたが、（中略）国司の任地への常駐が一般化するにつれて、その管轄範囲が固定される傾向を生んだと思われる。その結果、国司はその管轄下に入った国造のクニのいずれかの名を採って国司のクニの名としたのであろう」（四四頁）と述べられている。

しかし、国司のクニの内部にいくつかの国造のクニがあり、いずれも「クニ」と呼ばれ、「国」と表記されたとみるのは、いかにも不自然ではなからうか。国司（国宰）の国は、天武末年の国境画定事業（『日本書紀』天武十二年十二月丙寅条、同十三年十月辛巳条、同十四年十月己丑条の三箇所に、伊勢王らを遣わし諸国を巡行して国境を定めたとする記事がある）によつてはじめて成立したと考えるべきであり、それ以前の「国」は国造のクニを指すとみるべきである¹⁸。「国別国造」とある「国別」の「国」も国造のクニであり、この時の大祓は国造のクニ別に行なわれたのである。大祓を主催したのは中央からの派遣管（ミコトモチ）であろうが、当時

のミコトモチ（幸）の管轄範囲は、一国造のクニと一致する場合もあったであろうが、一般にはいくつかの国造のクニをあわせた範囲であったと考えられるのであり、それを指して「国」（クニ）とは称さなかつたと思う。それが「国」と称されるようになるのは、国境画定事業による令制国の成立からであり、それにより国造のクニは廃止され、地方行政区は国造のクニから国幸の国に変わったと考えられるのである。

また、この大祓の記事によれば、「国別」に国造は一人であるのに対し、郡司は「郡司各」とあり、複数いたことが明らかである。つまりここからも、国造と郡司（評造）の関係は上下関係であり、クニの内部がコホリに分割されていたことが知られるのである。

なお、天武朝末年の国境画定以前の「国」を国造のクニと考えるについては、近年あいついで発見された一連の「三野国」木簡についての説明が必要であろう。すなわち、国境画定以前の紀年銘を有する木簡に、律令制下の美濃国とはほぼ同じ範囲と考えられる「三野国」の表記がみえるからである。⁽¹⁹⁾ 評制施行後のミノ地域には、延喜十四年（九一四）段階で美濃国に二十四町の国造田（闕国造田）のあること⁽²⁰⁾からすれば、すくなくとも四国造は存在していたとみるのが妥当である。したがって、これらの「三野国」を国造のクニとみるのは困難であり、それはミコトモチの管轄範囲を指すとみるべきであろう。ただ、この問題については、すでに別稿⁽²¹⁾で述べたとおり、かつてはミノ地方全域をクニとする国造が存在したため、「国」の表記がとられ

たと考えられるのであり、この例をもつて、ミコトモチの管掌範圍が一般に「国」と称されていたとみるのは早計であろう。むしろ、これらの木簡のなかに「五十戸造」の表記のみえるものがあるのは、当時における国造—評造—五十戸造の組織の存在を示すものとして注目されるのである。

以上、評制施行後の国造のクニは内部に複数の評（コホリ）を含む行政区と考えられることを述べてきたが、このことは、評制施行以前（大化以前）の国造のクニも同様の性格を持っていたことを推測させるものである。もちろん今日においても、津田説を継承し、クニを行政区とみることに反対する意見は存在する。たとえば大町健氏は、『隋書』倭国伝に、当時の支配組織が「軍尼」—「伊尼翼」（国造—稲置）という人格間の上下関係で示されていることに注目し、クニは国造という人格によって体现されたその支配領域にすぎないとされる。⁽²²⁾

たしかに国造のクニには、国造に任命された地域の豪族によって体现されるという側面はあったと考えられる。しかしそれは、実態としてそうであったということであり、中央権力が定めた制度としての国造のクニは、あくまで行政区であったとみるべきであろう。国造制の内容と、国造に任命された人物の地域の豪族としてのあり方とは、区別して考えなければならぬのは神崎氏の強調されるとおりであり、それは、律令制度の内容と、律令制下の社会の実態とを区別しなければならないのと同様である。

さて最後に、漢語としての「国」に地方行政区という意味はないのに、なにゆえ倭（日本）ではそれに「国」の字をあてたのか、という問題を考えておきたい。

この問題も、すでに津田左右吉によって取りあげられているところであり、津田は、地方行政区である国司の「クニ」が「国」と書かれたことについて、「地方的豪族の領有してゐる一區画の土地がクニと呼ばれてゐて、其のクニに国の字をあて、其の首長たる豪族を国造と書いてゐた、従来の慣習に誘はれたもの」と述べている。⁽²³⁾「クニ」という語が本来、一定の地域を指す語であり、各地の豪族の支配領域も地方行政区画も「クニ」と呼ばれたこと、国司の「クニ」を「国」と書くのは国造の「国」に倣つたものであること、これらの点は津田説のとおりであると思う。しかし、津田のように、国造の「クニ」と国司の「クニ」を意味の異なるものと解したならば、なにゆえ律令的地方支配制度を施行するにあつて、地方行政区を指す語に国造と同じ「国」の字を採用したのか、という問題は依然解消されないであらう。

この問題について神崎氏は、国造の「クニ」も国司の「クニ」も朝廷領の意味の「クニ」（前者は全土の一部、後者はそれが全土に拡大したもの）であり、朝廷領の意味の「クニ」に「国」の字があてられたと解されている。国司の「クニ」が国造の「クニ」と同じ意味であつたから同じ語があてられた、というのはそのとおりであらう。しかし、両者に共通する意味は、これまで述べてきたとおり、朝廷領ではなく、地方行政区画であつたとみるべきである。

そしてそうであるならば、国造のクニに「国」の字のあてられたところこそが問題になるが、これについては、国造の「クニ」は行政区ではあるが、実態としては漢語の「国」（中国史書にみえるいわゆる小国）に通ずる性格も持っていたから、と考えることができよう。国司の「クニ」の段階ではじめて地方行政区画としての「クニ」が成立し、その「クニ」に行政区画の意味を持たない「国」の字があてられたとみるよりは、国造のクニの段階であてられたとみる方が妥当であると考えるのである。

注

(1) 本稿において取りあげる国造とそのクニは、律令制成立以前のそれである。また、本稿においては、国造のクニを指す場合はクニと表記し、クニという語そのものをさす場合は「クニ」と表記することとする。

(2) 拙著『日本古代国造制の研究』（吉川弘文館、一九九六年）。拙稿「国造はどのようにして地域を支配したか」（『新視点日本の歴史』2、新人物往来社、一九九三年）。

(3) 『立命館文学』五七〇、二〇〇一年。以下、本稿で引用する神崎氏の所説は、いずれもこの論文による。また、神崎氏の文章をそのまま引用する場合は、「」で括り、引用個所の頁を付すこととする。

(4) 津田左右吉「大化改新の研究」（『津田左右吉全集』第三卷、岩波書店、一九六三年、所収。初出は一九三〇〜三一年）。

- (5) 津田左右吉「書紀の書きかた及び訓みかた」(『津田左右吉全集』第二卷、岩波書店、一九六三年、所収。初出は一九三三年) 二九九頁。
- (6) 津田左右吉「書紀の書きかた及び訓みかた」(前掲) 二九八、三四七頁ほか。
- (7) 鎌田元一「日本古代の「クニ」」(同「律令公民制の研究」塙書房、二〇〇一年、所収。初出は一九八八年)。
- (8) 『常陸国風土記』の建郡記事についての全般的な検討は、拙著『日本古代国造制の研究』(前掲) 第三編第二章「常陸国風土記」の建郡(評)記事と国造」で行なっている。ここでは、神崎氏の所説を受け、クニの性格の問題に焦点をあてて再論することにした。
- (9) 「各遣造別令檢校」の部分、神崎氏は、「各おの遣を遣はし別ちて檢校せしむ」と訓まれている。日本古典文学大系本では「各、造・別を遣はして檢校めしめき」と訓むが、ここは新治以下六国の国造のことをいっているのであり、神崎氏の訓みを妥当とするべきであろう。
- (10) 「那珂地□里」の部分は諸本にないが、前後の文章からここにこのような脱文のあることは明らかである。日本古典文学大系本では「那珂地七里」と補っている。
- (11) 『日本書紀』大化二年八月癸酉条。
- (12) 鎌田元一「評の成立と国造」(同「律令公民制の研究」前掲、所収。初出は一九七七年)。
- (13) 出雲臣弟山は、天平五年成立の『出雲国風土記』に飯石郡少領としてその名がみえ、天平十八年に出雲国国造に任命されている(『続日本紀』天平十八年三月己未条)。
- (14) 『続日本紀』養老二年五月乙未条。
- (15) 井上光貞「国造制の成立」(『史学雑誌』六〇・一一、一九五一年)。石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、一九七一年)。

- (16) 館野和己「ヤマト王権の列島支配」(『日本史講座1東アジアにおける国家の形成』東京大学出版会、二〇〇四年) 一五一～一五二頁。
- (17) 門脇禎二「出雲の古代史」(日本放送出版協会、一九七六年) 一七九頁。
- (18) 拙著『日本古代国造制の研究』(前掲) 第二編第四章「国宰制の成立と国造」参照。
- (19) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一三、一九九八年、一三頁、一五頁。『同』一七、二〇〇三年、一三頁。『同』一八、二〇〇四年、二五頁。
- (20) 『別聚符宣抄』延喜十四年八月八日太政官符。
- (21) 拙稿「令制国の成立と東国」(佐伯有清編『日本古代中世の政治と宗教』吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (22) 大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」(『同』『日本古代の国家と在地首长制』校倉書房、一九八六年、所収。初出は一九七九年) 六六～六七頁。
- (23) 津田左右吉「応神天皇から後の記紀の記載」(『津田左右吉全集』第二卷、前掲、所収。初出は一九三〇年) 一二五頁。